

## 京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱

財団法人 日本環境協会  
平成21年6月26日 制定

### 第1 交付の目的

本要綱に基づく利子の補給は、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付事業実施要領（平成21年6月26日環政経発第090626002号）第2に定める金融機関（以下「融資機関」という。）が行う環境に配慮した事業者に対する融資制度のうち、地球温暖化対策に係る設備投資のために融資を受ける事業者の借入に係る利子の支払いに必要な経費について、財団法人日本環境協会（以下「協会」という。）が予算の範囲内で必要な助成措置を講ずることにより、地球温暖化対策に係る設備投資を促進し、二酸化炭素の排出削減を推進することを目的とする。

### 第2 交付の対象

利子補給金の交付対象は、次に掲げる事業者が地球温暖化対策に係る設備投資を行う場合に、その事業の実施に必要な資金の借入であって融資機関が行う資金の貸付に係るものについての利子の支払いに必要な資金のうち、協会が基金の造成額の範囲内で補給を行うことが適当であると認めるものとする。

別紙に定める温暖化対策に係る環境配慮型融資における一定の基準又はこれと同等以上のものと認められるものによる評価により一定の要件を満たし、かつ、以下のいずれかの誓約を協会に行う事業者

- ① 3年以内の間に二酸化炭素排出原単位6%改善又は二酸化炭素排出量6%削減
- ② 5年以内の間に二酸化炭素排出原単位10%改善又は二酸化炭素排出量10%削減

### 第3 定義

この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 温暖化対策に係る環境配慮型融資

融資機関が行う複数の項目により温暖化対策に係る事業者の環境配慮の取組を審査・評価し、その評価結果によって金利を段階的に変更する融資制度であり、補給金の交付対象として協会が認めたものをいう。

#### (2) 二酸化炭素排出原単位

融資先事業者の排出する二酸化炭素総排出量を生産数量又はその代替値（売上高等）で割った数値をいう。

### 第4 利子補給金の交付申請、受領及び返還手続き等

利子補給金の交付を受けようとする者（以下「交付希望事業者」という。）は、第2に規定する貸付を行う融資機関に代理申請及び代理受領その他利子補給金の交付及び返還に関する一切の手続きを委任するものとする。

## 第5 対象貸付の条件

利子補給の対象となる貸付の条件は、次に掲げるとおりとする。

### (1) 貸付の形式

証書貸付

### (2) 利払方法

原則として6か月ごとの後払い。

### (3) 元本償還方法

原則として本制度施行前における融資に係る元本償還方法と同じ条件であること。

### (4) 利率の条件

利子補給期間中は固定利率とする。また、原則として本制度施行前における融資に係る利率と同じ条件であること。

### (5) 貸付の開始

貸付期間は平成22年3月31日までに開始すること。

### (6) その他

会計検査院等の求めがある場合は、交付対象事業者の審査等の執行に関する資料を提出すること。

## 第6 利子補給率

利子補給率は、融資機関から温暖化対策に係る環境配慮型融資を受けた当該借入金残高の年利3%（無利子相当を上限）とし、基金の造成額の範囲内において定めるものとする。

なお、第12の規定により、決定内容の変更が行われる場合はこの限りでない。

## 第7 利子補給の期間

利子補給の期間は3年間（貸付の償還期間を上限）とする。

## 第8 利子補給金の交付時期

(1) 利子補給金額の算出は、原則として3月11日から9月10日までの期間及び9月11日から翌年3月10日までの期間のそれぞれ（以下「単位期間」という。）ごとに行い、利子補給金の交付は単位期間ごとに行う。

(2) 7月11日から9月10日までの期間又は1月11日から3月10日までの期間に交付された貸付資金に係る第1回目の単位期間は、当該資金交付の日から3月10日までの期間又は9月10日までの期間とすることができる。

## 第9 補給金の交付の申請

交付希望事業者は、補給金の交付を申請するときは、単位期間ごとに毎年8月10日、2月10日までに、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付申請書（様式1）を協会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により申請が遅延する場合には、あらかじめ、協会の承認を得なければならない。

## 第10 利子補給金の交付申請等の委任

交付希望事業者は、融資機関から資金の借入を行うに際し、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付手続き等に関する委任状（様式2）を併せて提出するものとする。

### 第11 交付の決定及び通知

- (1) 協会は、第10の委任状に基づき融資機関から利子補給金交付申請書の提出があったときは、申請書について審査し、利子補給金の交付を決定する。その旨を京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付決定通知書(様式3①)により融資機関に通知するとともに、その内容を交付希望事業者に京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付決定通知書(様式3②)により通知するものとする。
- (2) 協会は、(1)の交付決定の通知に際して、必要に応じて利子補給金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、または条件を付することができる。
- (3) 協会は、申請に対し不交付の決定をしたときには、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金不交付決定通知書(様式4①)により融資機関通知するとともに、その内容を交付希望事業者に京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金不交付決定通知書(様式4②)により通知するものとする。

### 第12 決定内容の変更

協会は、金融情勢の変化その他の理由により、第11の規定にかかわらず、利子補給率、利子補給期間等前項による決定内容を変更することができるものとする。

### 第13 貸付条件等の変更

- (1) 融資機関は、貸付条件等の変更を行う場合は、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金貸付条件等変更承認申請書(様式5)を協会に提出するものとする。
- (2) 協会は、(1)の申請書の提出を受けたときは、不適正な内容がないか速やかに審査し、変更を承認するときは、その旨を京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金貸付条件等変更承認書(様式6①)により融資機関に交付するとともに、その内容を京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金貸付条件等変更承認書(様式6②)により交付対象事業者に通知するものとする。

### 第14 利子補給金利息充当通知書の交付

融資機関は、利子補給金の交付を受け、利息に充当を行ったときは、交付対象事業者に対し京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金利息充当通知書(様式7)を交付するものとする。

### 第15 報告

- (1) 融資機関は、交付対象事業の遂行等について、協会の要求があったとき及びあらかじめ当該事業者との間で定めた日に、遅滞なく、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金事業状況報告書(様式8)を協会に提出しなければならない。
- (2) 融資機関は、交付対象事業者が融資機関に対して誓約する事項について、協会の要求があったとき、又は交付対象事業者が誓約内容を達成したときは、遅滞なく、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金事業効果報告書(様式9)を協会に提出しなければならない。
- (3) 協会は、交付対象事業者からの委任を受けて融資機関から前項に定める誓約を達成した旨の効果報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じ交付対象事業者に対して現地調査等を行い、誓約内容の達成を認めたときは、京都議定書目標達成特別支援無利子融

資利子補給金事業効果報告書の承認通知書（様式10）を融資機関に送付するものとする。

#### 第16 融資機関からの実績報告

融資機関は、単位期間が満了したとき（交付対象事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、単位期間の満了の日（交付対象事業の廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認を受けた日）から起算して1月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金実績報告書（様式11）を協会に提出しなければならない。

#### 第17 融資機関に対する補給金の額の確定

協会は、融資機関から第16条の実績報告書を受領し、その内容の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、補給金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補給金の額を確定し、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金額確定通知書（様式12）を融資機関に送付するものとする。

#### 第18 補給金の交付

- (1) 融資機関は、交付対象事業者からの委任を受けて補給金の交付を受けようとするときは、第17条の規定による補給金の額の確定通知を受けた後において、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付請求書（様式13）を協会に提出しなければならない。
- (2) 協会は、(1)の規定により融資機関から提出された請求書を審査し、補給金の額の確定の内容に適合すると認めるときは、融資機関に対し、補給金を交付するものとする。

#### 第19 交付決定の取消し等

- (1) 協会は、次の①から⑦の一に該当すると認められる場合には、第11(1)の規定による補給金の交付の決定の全部、若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとし、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付取消通知書（様式14①）を融資機関に交付するとともに、その内容を交付対象事業者に、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付取消通知書（様式14②）により通知するものとする。
  - ①交付対象事業者が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく協会の処分若しくは指示に違反した場合。
  - ②交付対象事業者が、補給金を交付対象事業以外の用途に使用した場合。
  - ③交付対象事業者が、交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
  - ④交付対象事業者が利子補給金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき
  - ⑤交付対象事業者の委任を受けた融資機関が繰上償還の請求を行ったとき
  - ⑥第2の交付対象事業者が協会に対して誓約した内容を達成できなかった場合（やむを得ない特段の事情があると協会が認めた場合を除く）。
  - ⑦前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (2) 協会は、(1)の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補給金が交付されているときは、交付対象事業者に対して期限を付して当該補給金の全

部又は一部の返還を京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金返還請求書（様式 15）により請求を行う。交付対象事業者に返還請求を行う場合は、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金返還請求通知書（様式 16）を融資機関に通知する。

(3) 協会は、(2) の返還を命ずる場合は、(1) ⑥及び⑦に規定する場合を除き、その命令に係る補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補給金（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて求めるものとする。なお、加算金の全部又は一部が納付されていない場合においては、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金延滞金請求書（様式 17）により請求を行う。交付対象事業者に延滞金請求を行う場合は、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金延滞金請求通知書（様式 18）を融資機関に通知する。

(4) (2) 及び (3) の補給金の返還及び加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、交付対象事業者はその未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。

(5) 協会は (4) の納付があった場合、基金に係る勘定に計上するものとする。

## 第 20 財産管理・帳簿の記載

(1) 交付対象事業者は、利子補給金に係る経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区別して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

(2) 交付対象事業者は、(1) の帳簿及び証拠書類を利子補給期間終了日から 5 年間保管しなければならない。

## 第 21 調査等

(1) 協会は、必要があると認めた場合は、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付業務の実施に際し、交付対象事業者に対し必要な報告を求め、また、帳簿・書類等の調査を行うものとする。

(2) 協会は、必要があると認めた場合は、利子補給金の対象となった資金について、融資機関の同意を得たうえ、その有する書類等の閲覧、貸付の経緯の聴取等を行うものとする。

## 第 22 協議

この要綱に定めのない事項及びこの要綱に関して疑義が生じた事項については関係者協議のうえ決定する。

(別紙)

利子補給事業の対象となる「温暖化対策に係る環境配慮型融資」とは、「CO<sub>2</sub>排出削減」「環境マネジメント」「コンプライアンス」「環境会計・ボランティア等」「事業活動における環境配慮（CSR）」の5事項により審査及び評価を行い、その評価結果によって金利を段階的に変更する融資制度とする。5事項に求める具体的な項目は以下の通りとする。

#### 1. CO<sub>2</sub>排出削減

- ① 3年間又は5年間のCO<sub>2</sub>排出削減目標を掲げているか。
- ② 3年間又は5年間のCO<sub>2</sub>排出量削減又は原単位改善の具体的な達成手段を掲げているか。
- ③ これまでCO<sub>2</sub>排出削減目標を掲げ効果が出ているか。

#### 2. 環境マネジメント

- ④ CO<sub>2</sub>排出量を含む環境マネジメントの整備・実施（ISO14001、エコアクション21、環境マネジメントシステム（KES）、グリーン経営認証制度の認証取得等）
- ⑤ CO<sub>2</sub>排出量を含む環境方針の決定
- ⑥ CO<sub>2</sub>排出量を含む環境報告書等の発行

#### 3. コンプライアンス

- ⑦ 法令順守方針
- ⑧ 法規制違反の事実・可能性
- ⑨ コンプライアンスの推進部署

#### 4. 環境会計・ボランティア等

- ⑩ 環境会計の導入
- ⑪ 環境保全に対するボランティア活動
- ⑫ 投資案件に対する環境考慮

#### 5. 事業活動における環境配慮（CSR）

- ⑬ 環境に配慮した製・商品の取扱い
- ⑭ グリーン調達・グリーン購入

(様式1)

平成 年 月 日

財団法人 日本環境協会  
理事長 殿

住 所  
融資機関名  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付申請書

上記利子補給金の交付を受けたいので、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第9に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 交付対象事業の目的及び概要
2. 利子補給金交付申請額
3. 交付対象事業の開始及び終了(予定)年月日  
(始期) 平成 年 月 日  
(終期) 平成 年 月 日

4. 交付対象事業の内容

交付希望事業者名	
貸付契約日	平成 年 月 日
貸付契約金額	金 円
貸付残高	金 円
利子補給金額	金 円
算出の基礎	

(注) 利子補給金の交付手続き等に関する委任状(交付要綱第10)の写しを添付して下さい。

(様式2)

融資機関名  
代表者名 殿

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付手続き等に関する委任状

当社は、〇〇(金融機関名)との平成 年 月 日付け金銭消費貸借契約に基づく下記の借入金について、財団法人日本環境協会が行う京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付事業の利子補給の交付を受けたいので、〇〇(金融機関名)を代理人と定め、利子補給金交付申請、利子補給金の受領、利子補給金の利息充当等利子補給金交付に係る一切の権限を委任します。

記

融資機関名	
借入契約金額	金 円
資金使途	
償還期限	平成 年 月 日
貸付利率	年 %
利子補給率	年 %

平成 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印



(様式3①)

第 号  
平成 年 月 日

融資機関名  
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会  
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付決定通知書

下記交付希望事業者からの利子補給金交付申請については、下記の条件で利子補給金の交付を決定したので通知します。

記

交 付 決 定 日	平成 年 月 日
交 付 希 望 事 業 者 名	
貸 付 契 約 日	平成 年 月 日
貸 付 契 約 金 額	金 円
利 子 補 給 率	年 %
利 子 補 給 金 額	金 円
利 子 補 給 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

[条件]

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱に定める事項を遵守すること。

(様式3②)

第 号  
平成 年 月 日

交付希望事業者名  
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会  
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付決定通知書

貴社の委任を受けた下記融資機関からの利子補給金交付申請については、下記の条件で利子補給金の交付を決定したので通知します。

記

交 付 決 定 日	平成 年 月 日
融 資 機 関 名	
貸 付 契 約 日	平成 年 月 日
貸 付 契 約 金 額	金 円
利 子 補 給 率	年 %
利 子 補 給 金 額	金 円
利 子 補 給 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

[条件]

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱に定める事項を遵守すること。

(様式4①)

第 号  
平成 年 月 日

融資機関名  
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会  
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金不交付決定通知書

下記交付希望事業者からの利子補給金交付申請については、審査の結果、利子補給金の交付は行わないことに決定したので通知します。

記

不 交 付 決 定 日	平成 年 月 日
交 付 対 象 事 業 名	
貸 付 契 約 日	平成 年 月 日
貸 付 契 約 金 額	金 円

[不交付理由]

(様式4②)

第 号  
平成 年 月 日

交付希望事業者名  
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会  
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金不交付決定通知書

貴社の委任を受けた下記融資機関からの利子補給金交付申請については、審査の結果、利子補給金の交付は行わないことに決定したので通知します。

記

不 交 付 決 定 日	平成 年 月 日
融 資 機 関 名	
貸 付 契 約 日	平成 年 月 日
貸 付 契 約 金 額	金 円

[不交付理由]

(様式5)

平成 年 月 日

財団法人 日本環境協会  
理事長 殿

住 所  
融資機関名  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金貸付条件等変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった上記利子補給金に係る交付対象事業の変更等について、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第13の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

交 付 対 象 事 業 者 名		
貸 付 契 約 金 額	金 円	
貸 付 契 約 日	平成 年 月 日	
貸 付 条 件 等 変 更 日	平成 年 月 日	
変 更 事 項	変更前	変更後

(様式6①)

第 号  
平成 年 月 日

融資機関名  
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会  
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金貸付条件等変更承認書

平成 年 月 日付けで提出された貸付条件等変更承認申請書について審査した結果、変更後も利子補給金交付対象として適当と認められるので、引き続き利子補給金の交付対象貸付として承認いたします。

記

交付対象事業者名	
貸付契約金額	金 円
貸付契約日	平成 年 月 日
貸付条件等変更日	平成 年 月 日
変更事項	変更後条件

(様式6②)

第 号  
平成 年 月 日

交付対象事業者名  
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会  
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金貸付条件等変更承認書

平成 年 月 日付で〇〇(融資機関名)から提出された貸付条件等変更承認申請書について審査した結果、変更後も利子補給金交付対象として適当と認められるので、引き続き利子補給金の交付対象貸付として承認いたします。

記

貸付契約金額	金 円
貸付契約日	平成 年 月 日
貸付条件等変更日	平成 年 月 日
変更事項	変更後条件

(様式7)

平成 年 月 日

交付対象事業者名  
代表者名 殿

住 所  
融資機関名  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金利息充当通知書

財団法人日本環境協会からの貴社に対する利子補給金を受領し、下記のとおり約定利息に充当したので通知します。

記

利子補給金受領日	平成 年 月 日
利子補給金受領額	金 円
払込期日	平成 年 月 日
利子補給金利息充当額	金 円



(様式8)

平成 年 月 日

財団法人 日本環境協会  
理事長 殿

住 所

融資機関名

代表者名

印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった上記利子補給金に係る交付対象事業の遂行状況について、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第15の規定に基づき、別添のとおり報告します。

記

(様式8：別添)

平成 年 月 日

財団法人 日本環境協会 理事長 殿

住 所  
融資機関名  
代表者名

印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金 事業状況報告書

利子補給金交付に関する事務取扱要領第21条4項に基づき、下表のとおり提出いたします。

記

交付対象事業者		
本社所在地		
業種		
貸付契約日		
貸付契約金額		
資金用途		
上記資金用途の明細	工事地点 工事期間 H / ~H / 設備等	
貸付条件	償還期限	
	償還方法	
	契約利率	
	利子の支払方法	
	利子補給金総見込額(詳細別紙)	

【CO2 排出量の推移計画】

※①～⑤の数値、過ぎた年度の数値は実績を記載します。

	19年度実績	20年度(実績・計画)	21年度計画	22年度計画	23年度計画	24年度計画	25年度計画	26年度計画
①CO2排出量(万t-CO2)								
②原単位算出分母(売上高、生産数量等)【単位】								
③CO2排出原単位【①÷②】								
④CO2排出量削減率								
⑤CO2排出原単位削減率	-							
計画の対象範囲								
CO2誓約内容	【例示】 平成24年度までにCO2排出原単位を19年度比で10%以上削減する。							
上記を達成するための方策	【例示】 都市ガス使用の小型貫流ボイラーへの転換、嫌気排水処理の導入拡大によるバイオガスの利用等の設備的な対応に加え、用水削減プロジェクトや、排水処理設備の運転管理向上などの省エネ活動でCO2排出削減に取り組む。							
資金用途による排出CO2削減効果等	【例示】 ・従前設備に対して〇% (〇t)CO2削減効果が見込まれる。							

(様式9)

平成 年 月 日

財団法人 日本環境協会  
理事長 殿

住 所  
融資機関名  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印

### 京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金事業効果報告書

平成 年度より上記利子補給金を交付されている下記事業者について、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第2で求める二酸化炭素排出原単位の改善又は排出量の削減を達成したため、同要綱第15(2)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

#### 記

##### 1. 交付対象事業者名

##### 2. 誓約の達成状況 ※いずれか誓約している方を記載。

①二酸化炭素排出原単位改善率： %

〔 基準年における二酸化炭素排出原単位 (平成 年度実績値) :  
達成年における二酸化炭素排出原単位 (平成 年度実績値) :

②二酸化炭素排出量削減率： %

〔 基準年における二酸化炭素排出量 (平成 年度実績値) :  
達成年における二酸化炭素排出量 (平成 年度実績値) :

##### 3. 上記2の根拠

(注) 3は上記2の排出原単位又は排出量等が分かる根拠を記載。別添資料も可。

(様式10)

平成 年 月 日

融資機関名  
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会  
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金事業効果報告書の承認通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった下記の事業者に係る京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金事業効果報告書の審査を行った結果、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第2で求める二酸化炭素排出原単位の削減に関する誓約を達成したものと認める。

記

(様式11)

平成 年 月 日

財団法人 日本環境協会  
理事長 殿

住 所  
融資機関名  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった上記利子補給金に係る実績について京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第16の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付対象事業の内容及び効果

- (1) 内容
- (2) 効果

2. 交付対象事業の内容

交付対象事業者名	
貸付契約日	平成 年 月 日
貸付契約金額	金 円
貸付残高	金 円
利子補給金額	金 円
算出の基礎	

(様式12)

平成 年 月 日

融資機関名  
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会  
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金額確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金実績報告書について、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第17の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記のとおり利子補給の額を確定したので通知する。

記

確定額 金 円

(様式13)

平成 年 月 日

財団法人 日本環境協会  
理事長 殿

住 所  
融資機関名  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補給金の額の確定通知のあった上記利子補給金について、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第18の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補給金請求額 金 円

2. 振込先

銀 行 名	
支 店 名	
預 金 の 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義	

(様式14①)

第 号  
平成 年 月 日

融資機関名  
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会  
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付取消通知書

下記利子補給金交付対象貸付は、利子補給金交付対象事業としては不相当と認められますので利子補給金の支給を取消いたします。ここに京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第19(1)の規定に基づき通知いたします。

記

交付対象事業者名	
貸付契約日	平成 年 月 日
貸付契約金額	金 円
資金使途	
利子補給金交付取消理由	



(様式14②)

第 号  
平成 年 月 日

交付対象事業者名  
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会  
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付取消通知書

下記利子補給金交付対象貸付は、利子補給金交付対象事業としては不相当と認められますので利子補給金の支給を取消いたします。ここに京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第19(1)の規定に基づき通知いたします。

記

貸付契約日	平成 年 月 日
貸付契約金額	金 円
資金使途	
利子補給金交付取消理由	

(様式15)

第 号  
平成 年 月 日

交付対象事業者名  
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会  
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金返還請求書

平成 年 月 日付け京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付取消通知書に基づき、下記利子補給金について返還請求をいたします。ここに京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第19(2)の規定に基づき通知いたします。

記

利子補給金額	金 円
当該金交付日	平成 年 月 日
返還請求期限	平成 年 月 日
加算金額	金 円
加算期間 試算期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日 ( 日間)
返還請求金額	金 円
振込先銀行名 支店名・預金の種別 口座番号・口座名義	

(様式16)

第 号  
平成 年 月 日

融資機関名  
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会  
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金返還請求通知書

平成 年 月 日付け京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付取消通知書に基づき、〇〇(交付対象事業者名)に対して、別紙のとおり、利子補給金について返還請求をいたしましたので、ここに京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第19(2)の規定に基づき通知いたします。

(様式17)

第 号  
平成 年 月 日

交付対象事業者名  
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会  
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金延滞金請求書

平成 年 月 日付け京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金返還請求書に基づく返還請求金額が、返還請求期限までに返還されておりません。つきましては、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第19(3)の規定に基づき下記延滞金を併せて請求いたします。

記

返 還 請 求 金 額	金 円
返 還 請 求 期 限	平成 年 月 日
延 滞 金 料 率	年 10.95%
延 滞 金 試 算 期 間	自：平成 年 月 日 至：請求金返還日
振 込 先 銀 行 名 支 店 名 ・ 預 金 の 種 別 口 座 番 号 ・ 口 座 名 義	

(様式18)

第 号  
平成 年 月 日

融資機関名  
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会  
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金延滞金請求通知書

平成 年 月 日付けで〇〇(交付対象事業者名)に対して、別紙のとおり、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金延滞金請求書を提出いたしましたので、ここに京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第19(3)の規定に基づき通知いたします。